

令和 7 年

飯盛霊園組合議会 3 月定例会会議録

開 会      令和 7 年 3 月 27 日

閉 会              同              日

飯盛霊園組合

飯盛霊園組合議会定例会（令和7年3月）会議録

○ 令和7年3月27日 飯盛霊園組合事務所2階会議室において開催する。

○ 出席議員次のとおり

|               |         |                  |          |
|---------------|---------|------------------|----------|
| 1 番 議員        | 由 井 龍一郎 | 2 番 議員           | 山 口 真由美  |
| 3 番 議員        | 武 田 賢 一 | 4 番 議員           | 江 端 将 哲  |
| 5 番 議員        | 藤 本 美佐子 | 6 番 議員           | 坂 本 勇 基  |
| 7 番 議員        | 深 井 弘 晃 | 8 番 議員           | 坂 本 大次郎  |
| 9 番 議員<br>議 長 | 五 味 聖 二 | 10 番 議員          | おおつか 真 司 |
| 11 番 議員       | みずおち康一郎 | 12 番 議員<br>副 議 長 | 中 村 晴 樹  |

○ 欠席議員次のとおり

なし

○ 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

管理者 錢谷 翔

○ 議案説明のための出席者次のとおり

|           |       |              |       |
|-----------|-------|--------------|-------|
| 副管理者 守口市長 | 瀬野 憲一 | 副管理者 門真市長    | 宮本 一孝 |
| 副管理者 大東市長 | 逢坂 伸子 | 副管理者 四條畷市副市長 | 神谷 雅之 |
| 事務局長      | 大塚 幸秀 | 次長           | 砂原 弘佳 |
| 次長兼総務課長   | 奥林 学  | 管理課長         | 森井 規仁 |
| 施設課長      | 長谷川 篤 |              |       |

○ 事務局出席者次のとおり

総務課長補佐

中川 誉士

総務課長補佐

梅本 光

施設課

福島 海斗

○ 議事日程次のとおり

日程第1

会期について

日程第2 議員提出議案  
議案第1号

飯盛霊園組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案

日程第3 議案第1号

飯盛霊園条例に基づく維持費に係る債権の放棄について

日程第4 議案第2号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案

日程第5 議案第3号

飯盛霊園組合職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

日程第6 議案第4号

飯盛霊園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

日程第7 議案第5号

令和6年度飯盛霊園組合一般会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第6号

令和7年度飯盛霊園組合一般会計予算

日程第9 議案第7号

令和7年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計予算

日程第10 選任同意第1号

公平委員会委員の選任について

○ 本日の議会次第記録者次のとおり

総務課長補佐

中川 誉士

○五味聖二議長 これより組合議会定例会を開会いたします。

本日ここに招集されました3月定例会を開会いたしましたところ、議員各位には、公私何かと御多忙中にもかかわらず、御出席を賜りましたことを厚くお礼申し上げます。

簡単ではございますが、開会の御挨拶にかえさせていただきます。

次に、管理者から御挨拶を受けることといたします。

○銭谷翔管理者 議長。

○五味聖二議長 管理者。

○銭谷翔管理者 開会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本日ここに組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては何かと御多忙中にもかかわらず、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

私事で恐縮ではございますが、本組合の管理者につきまして、構成市の市長方と協議をいたしました結果、私が管理者をお引き受けすることとなりました事を御報告申し上げます。

今後とも、御指導、御助言を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、本定例会では、令和6年度の補正予算を含む諸議案をはじめ、令和7年度当初予算などの御審議をお願いすることといたしております。よろしく御可決を賜りますようお願いを申し上げまして、甚だ簡単ではございますが開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○五味聖二議長 これより本日の会議を開きます。時に午前10時2分

本日は全員の御出席であります。

定足数は超えておりますので会議は成立いたします。

この際、本日の会議録署名議員を定めます。8番、坂本大次郎議員、11番、みずおち康一郎議員をお願い申し上げます。

これより議事に入ります。

日程に先立ち、御報告申し上げます。

まず、行政視察の結果について、各視察議員から議長あて報告がなされており、かつ、御手元配布の印刷物のとおり、これらの概略報告をいたしておりますので、これをもって視察結果の報告にかえさせていただきます。

次に、監査委員から、令和6年度定期監査の結果報告及び昨年12月から2月実施分までの例月出納検査の結果報告について、それぞれ書類報告がなされております。報告文書につきましては、各議員の机の上に配布しております。以上で報告事項を終わります。

これより日程に入ります。

日程第1、会期についてを議題といたします。

本定例会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○五味聖二議長 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に移ります。日程第2、議員提出議案第1号、飯盛霊園組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案につきましては提出者の説明、質疑、討論は省略いたしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○五味聖二議長 御異議なしと認めます。よって本案の提出者の説明、質疑、討論は省略いたします。

これより議員提出議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○五味聖二議長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。

日程第3、議案第1号、飯盛霊園条例に基づく維持費に係る債権の放棄についてを議題といたします。議題の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

○大塚幸秀事務局長 議長。

○五味聖二議長 事務局長。

○大塚幸秀事務局長 それでは付議事件の1ページをご覧ください。

議案第1号、飯盛霊園条例に基づく維持費に係る債権の放棄について御説明を申し上げます。

本案は、飯盛霊園条例に基づく維持費に係る債権を放棄するに当たり、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

放棄しようとする債権につきましては、2ページに記載のとおり墓所使用者としてはお一人分となり、放棄しようとする債権の額は、合計で36万1,650円でございます。

この方につきましては、現在使用している墓所の返還に伴い発生する墓所使用料の還付請求権の放棄を条件として、滞納維持費の請求権を放棄しようとするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第1号、飯盛霊園条例に基づく維持費に係る債権の放棄についての説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○五味聖二議長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○五味聖二議長 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○五味聖二議長 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに御異議はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○五味聖二議長 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。日程第4、議案第2号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案を議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

○大塚幸秀事務局長 議長。

○五味聖二議長 事務局長。

○大塚幸秀事務局長 それでは、3ページをご覧ください。

議案第2号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案について御説明申し上げます。

本案は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、自由刑のうち懲役と禁錮が廃止され、拘禁

刑に一本化されることから関係する条例の整理を行おうとするものです。

それでは、改正内容を御説明申し上げますので、4ページから11ページまでを御参照ください。

第1条においては、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正し、また、第2条では、一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正し、第3条においては、飯盛霊園組合情報公開条例の一部を改正し、また、第4条では、飯盛霊園組合行政不服審査会条例の一部を改正し、第5条においては、飯盛霊園組合個人情報保護法施行条例の一部を改正し、また、第6条では飯盛霊園組合個人情報保護審査会条例の一部を改正しようとするものです。

いずれの条例におきましても、条例中の禁錮又は懲役を拘禁刑に改めようとするものです。

最後に、附則について御説明申し上げます。

第1条では、この条例を令和7年6月1日から施行することを定めております。

第2条では、罰則の適用等に関する経過措置について、第3条では、人の資格に関する経過措置について、第4条では、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置について、第5条では、一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置について、それぞれ定めております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第2号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案の説明とさせていただきます。

よろしく御審議のうえ、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○五味聖二議長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○五味聖二議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○五味聖二議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○五味聖二議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。日程第5、議案第3号、飯盛霊園組合職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

○大塚幸秀事務局長 議長。

○五味聖二議長 事務局長。

○大塚幸秀事務局長 それでは、13ページをご覧ください。

議案第3号、飯盛霊園組合職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、令和6年8月の人事院の公務員人事管理に関する報告を踏まえ、国家公務員において実施される介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等について、当組合においても実施いたしたく、所要の改正を行おうとするものです。

それでは、条項の移動による規定整備を除き、改正内容を御説明申し上げますので、14ページから16ページまでを御参照ください。

第9条におきましては、第1項で規定する配偶者等について、第12条第1項においては配偶者等という略称を用いることを定めております。

次に、第12条及び第13条は、新たに加えるもので、第12条では、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等について、第13条では、勤務環境の整備に関する措置について、それぞれ定めております。

最後に、附則についてですが、この条例を令和7年4月1日から施行しようとするものです。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第3号、飯盛霊園組合職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○五味聖二議長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○五味聖二議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○五味聖二議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○五味聖二議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。日程第6、議案第4号、飯盛霊園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

○大塚幸秀事務局長 議長。

○五味聖二議長 事務局長。

○大塚幸秀事務局長 それでは、17ページをご覧ください。

議案第4号、飯盛霊園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、引用条項の整備を行うものです。

それでは、改正内容を御説明申し上げますので、18ページから19ページまでを御参照ください。

第10条第2項におきまして、引用条項を改めるものです。

次に、附則についてですが、この条例を令和7年4月1日から施行しようとするものです。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第4号、飯盛霊園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○五味聖二議長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○五味聖二議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○五味聖二議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○五味聖二議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。日程第7、議案第5号、令和6年度飯盛霊園組合一般会計補正予算第1号を議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

○大塚幸秀事務局長 議長。

○五味聖二議長 事務局長。

○大塚幸秀事務局長 それでは、21 ページをご覧ください。

議案第5号、令和6年度飯盛霊園組合一般会計補正予算第1号について御説明申し上げます。

第1条第1項では、歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,731万3,000円と定めるものでございます。

第2項の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、次の22ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりとなっております。

第2条の債務負担行為の補正について御説明いたしますので、23ページの第2表、債務負担行為補正をご覧ください。3件の補正がございますが、いずれにつきましても飯盛斎場再整備運営事業の入札が不調となったことに伴う補正となります。

まず、1件目の斎場建替事業に係る事業者選定支援業務委託では、期間を令和7年度までに、限度額を3,969万4,000円へとそれぞれ変更するものです。

2件目の飯盛斎場再整備運営事業業務委託では、期間を令和31年度までに、限度額を108億5,028万2,000円へとそれぞれ変更するものです。

3件目の飯盛斎場再整備運営事業モニタリング支援業務委託では、期間を令和11年度までに、限度額を3,436万4,000円へとそれぞれ変更するものです。

次に、補正の内容につきまして御説明いたしますので25ページの歳出をご覧ください。

2款、1項、1目、24節の積立金におきまして、5,694万1,000円を増額しようとするものでございます。これは、飯盛斎場再整備運営事業の入札が不調となったことに伴い、今年度に予定していた関連の委託の一部を令和7年度に延期したため、その財源として、いったん斎場整備基金に積み立てるものでございます。

次に、3款、1項、1目、12節の委託料におきまして、5,694万1,000円を減額しようとするものでございます。これは、先ほど御説明しました令和7年度に延期した委託に関するもので、先ほどの積立金と同額となっております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第5号、令和6年度飯盛霊園組合一般会計補正予算第1号の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○五味聖二議長 これより質疑に入ります。

通告を受けておりますので、坂本大次郎議員よりこれを受けることといたします。

○坂本大次郎議員 議長。

○五味聖二議長 8番、坂本議員。

○坂本大次郎議員 斎場の再整備について質問させていただきます。厚生労働省の推計では、2040年頃に死亡者数がピークを迎え、今後は高齢化が進み死亡者数が増加する多死社会に突入するとされています。それに対応できる規模で斎場の再整備を進めることが重要だと考えます。現在の火葬場は、10基の火葬炉と予備炉が1基あり、少量危険物扱いのため1日の最大処理能力は約18人と聞き及んでいます。現在の火葬場と比べて処理能力はどのくらい変わるのかお聞かせください。昨年来、市民の方から火葬待ちが長いので何とかしてほしいとの声が多数あり、特に今年の1月から2月にかけては、1週間から最長で10日間の火葬待ちのケースがありました。ここまで火葬待ちが長引いた原因と現状の対策、また直近3年間の待機日数、火葬炉の稼働状況についてお聞かせくだ

さい。

○五味聖二議長 理事者の答弁を求めます。

○大塚幸秀事務局長 議長。

○五味聖二議長 はい、どうぞ。

○大塚幸秀事務局長 まず、斎場再整備後の斎場の処理能力の向上につきましてお答えを申し上げます。飯盛霊園組合斎場建替計画においては、関係市の死亡者数は2040年まで高い水準が続くと予想され、この火葬需要に対応するため、火葬炉を11基に増設し、1日の最大火葬受付件数を現行の18件から22件まで拡大することといたしております。

次に、火葬待ちの原因と現状の対策についてお答え申し上げます。

火葬待ちの原因としては、火葬需要の急激な高まりがございます。

例年、1月から2月にかけては火葬需要が高まる時期となりますが、今年の1月は特に火葬需要の急激な高まりがございました。その要因につきましては当組合としては把握はしておりませんが、近隣の火葬場に確認したところ、同様の火葬待ちの状況がみられ、かつ火葬設備の故障等の状況は見受けられなかったところです。また、現状の対策といたしましては、火葬予約における関係市民優先枠の増枠により、関係市外の火葬受け入れの制限を行っております。関係市民優先枠は、火葬日1日前の午前0時までの火葬予約を故人が関係市民の場合に限る枠で、関係市民が優先的に予約できる火葬枠となっております。

火葬待機日数の多い1月、2月において、例年、関係市民優先枠を3枠へと増やしておりましたが、今年度においては、12月16日から6枠に、年が明けて令和7年1月2日からは12枠に、最終的には1月28日から18枠のすべてを関係市民優先枠といたしました。なお、火葬待機日数の緩和がみられた3月11日から、関係市民優先枠を6枠にまで減少させて現在に至っております。

次に、直近3年間の火葬待機日数について、死亡日から火葬日までの日数にてお答え申し上げます。年間の平均としては令和4年度が2.8日、令和5年度が3.1日、令和6年度が3月11日現在で3.5日となっております。

なお、議員御指摘の1月、2月は、例年、特に多い時期ですが、その中でも今年の1月は過去最高の平均6.8日となっております。また、同時期において大阪府内の近隣の火葬場においても火葬予約が7日から9日先まで埋まっていた状況であったと聞き及んでおります。

次に、直近3年間の火葬炉の稼働状況についてお答え申し上げます。

年間の火葬件数といたしましては、令和4年度が5,707件、令和5年度が6,042件、令和6年度が2月末現在で5,478件となっており、火葬枠の上限に対する稼働率にいたしますと令和4年度が87パーセント、令和5年度が92パーセント、令和6年度が91パーセントとなっております。

なお、議員御指摘の1月、2月におきましては、直近3年間のすべてにおいてほぼ100%の稼働率となっております。

○坂本大次郎議員 議長。

○五味聖二議長 坂本大次郎議員。

○坂本大次郎議員 斎場の建て替えまでの期間は、これ以上、火葬待ちが長引かないようにすることで、市民の負担を減らすべきだと考えますが、今後の火葬待ちへの対策についてお聞かせください。また、火葬待ちが1週間や10日待ちになると遺体の腐敗を食い止めるための処置が必要となってきます。ドライアイスが1日、約1万円、自宅以外で安置する場合は遺体安置所の費用も追加でかかってきます。御遺族にとって飯盛霊園の都合で火葬待ちが長引いたために、これらの措置が必要になったとの思いが強く、また精神的にも金銭的な面でも負担は大きいと聞き及んでいます。こ

れらを踏まえ、火葬待ちが長引く場合の遺族への経済的支援、例えば処置料の一部補助などが必要不可欠だと考えます。管理者、副管理者の皆様へ、各構成市で市民の皆様への負担軽減策として一律の補助をしていただけるよう要望いたします。

○大塚幸秀事務局長 議長。

○五味聖二議長 はい、事務局長。

○大塚幸秀事務局長 斎場建て替えまでの間における今後の火葬待ちへの対策につきましてお答え申し上げます。

火葬需要の増加が見込まれる冬季において、さらに火葬待ち状況把握に努め、より迅速に関係市民優先枠を設定することにより、関係市民の火葬待機日数を極力抑え、関係市民の負担軽減に努めてまいります。

○五味聖二議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○五味聖二議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○五味聖二議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○五味聖二議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。日程第8、議案第6号、令和7年度飯盛霊園組合一般会計予算並びに日程第9、議案第7号、令和7年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計予算を一括議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

○大塚幸秀事務局長 議長。

○五味聖二議長 事務局長。

○大塚幸秀事務局長 それでは、27 ページをご覧ください。

議案第6号、令和7年度飯盛霊園組合一般会計予算及び議案第7号、令和7年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

はじめに議案第6号、令和7年度飯盛霊園組合一般会計予算から御説明いたしますので31 ページをご覧ください。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ3億9,301万5,000円と定めるもので、その内訳につきましては、32 ページと33 ページの第1表、歳入歳出予算にてお示ししておりますとおりでございます。

また、第2条におきましては、歳出予算の流用に関して定めております。

それでは、次に歳出の主なものにつきまして内容を御説明いたしますので、ここで別冊の予算に関する説明書、こちらのほうの8 ページをご覧ください。

1 款の議会費は308万8,000円です。

次に、2 款、1 項、1 目の一般管理費は1億2,036万5,000円で、前年度比、913万2,000円の増となっております。

これは、定期昇給や地域手当の変更等に伴い人件費が増加することによるもので、9 ページの2 節、給料から4 節の共済費までは、一般職員と任期付短時間勤務職員との人件費となっております。

10 ページをご覧ください。

12 節の委託料は1,490 万1,000 円で、ウィンドウズ11 へのアップグレードに伴うソフトウェア更新業務委託などを計上しております。

また、17 節の備品購入費は240 万円で、購入から15 年を経過している車両の買替え費用を計上しております。

11 ページの24 節、積立金につきましては、斎場整備基金への積立金として前年度当初予算と同額の50 万円を計上しております。

次に、13 ページをご覧ください。

3 款、1 項、1 目の斎場運営費は2 億3,903 万6,000 円で、前年度比651 万3,000 円の増となっております。

そのうち、12 節の委託料は、1 億4,113 万4,000 円となっており、飯盛斎場再整備運営事業の入札不調に伴い、令和6 年度の実施から令和7 年度の実施へと変更した関連の委託についてもこちらに計上しております。

14 ページの14 節、工事請負費は4,340 万9,000 円で、毎年度実施しております火葬炉設備補修工事などを計上しております。

次に、15 ページをご覧ください。

5 款、1 項の公債費は、令和4 年度から2 箇年にわたり実施しておりました斎場崖面改修工事に係る起債の元利償還でございます。

借入総額は1 億2,780 万円で、借入先は令和4 年度借入れが大阪府、令和5 年度借入れが地方公共団体金融機構となっており、22 節にありますとおり、元金につきましては2,856 万7,000 円で、利子につきましては12 万円となっております。

次に、6 款、1 項、1 目の予備費100 万円は、前年度と同額でございます。

引き続きまして、歳入の主なものについて御説明いたしますので5 ページにお戻りくださいますようお願いいたします。

1 款、1 項、1 目の飯盛霊園組合分担金は、前年度と同額の1 億6,500 万円を計上しております。

今後の斎場の建て替えに関しましては、令和4 年度当時に約93 億円の債務負担を見込み、この収支計画につきまして、当時、長期財政計画を作成しております。

現時点におきまして、それに基づいた分担金を計上しておりますが、令和7 年度中には斎場建て替え工事等にかかる落札金額が決定する見込みですので、その金額を基に長期財政計画を見直し、改めて8 年度以降の分担金については定めていきたいと考えております。

次に、2 款、1 項、1 目の斎場使用料は1 億5,387 万5,000 円で、前年度比3,236 万3,000 円の減となっております。

これは、寝屋川斎場の改修工事に伴い、寝屋川市民の火葬炉使用件数が一時的に増加していましたが、改修工事の完了とともにその状況は既に解消され、結果、単価の高い関係市外の火葬炉使用件数が減少していることから、火葬炉使用料の減を見込んでいることによるものです。

次に、6 ページの3 款、1 項、1 目の物品売払収入の471 万円は、残骨灰の減容化処理の過程で選別された有価物の売払い収入を見込んでおります。

次に、5 款、1 項、1 目の斎場整備基金繰入金は、歳出で計上しております斎場建て替え事業に係る事業者選定支援業務委託等に充当するため、基金を取崩し、5,694 万1,000 円を繰り入れるものです。

次に、6 款、1 項、1 目の繰越金は1,125 万6,000 円で、令和6 年12 月末現在の決算見込みに基づいた額にて計上しております。

続きまして、議案第7号、令和7年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計予算について御説明をいたします。

それでは、ここで、付議事件のほうの37ページにお戻りください。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ5億5,703万7,000円と定めるもので、その内訳につきましては、38ページと39ページの第1表、歳入歳出予算にてお示ししておりますとおりでございます。

また、第2条におきましては、歳出予算の流用に関して定めております。

それでは、次に、歳出の主なものにつきまして内容を御説明いたしますので、ここで再び別冊の予算に関する説明書、こちらのほうの28ページをご覧ください。

1款、1項、1目の一般管理費は、霊園の管理運営に要する事務経費など2億8,901万5,000円を計上しており、前年度比1,510万2,000円の減となっております。

そのうち、1節の報酬につきましては会計年度任用職員の報酬で、次の2節、給料から4節の共済費までの人件費につきましては職員の人件費でございます。

人件費に関しましては、一般職員の採用による下半期分0.5人分の増額に加え、定期昇給等に伴う増額を見込んでおります。

29ページの12節、委託料は1,758万2,000円で、盆、彼岸等園内交通誘導警備業務委託などを計上しております。

30ページの22節、償還金利子及び割引料は3,310万1,000円で、前年度比1,340万6,000円の増となっております。

これは、近年の墓所返還件数の増加傾向を踏まえ、墓所返還還付金の増額を見込んだことによるものです。

24節の積立金は9,658万8,000円で、前年度比2,449万5,000円の減となっております。これは、長期分納維持費相当額などを積立てに充てる予定ですが、令和7年度が長期分納維持費の少ない周期に当たること等によるものです。

次に、31ページをご覧ください。

2款、1項、1目の運営費は1億6,987万3,000円で、前年度比4,025万円の増となっております。そのうち、12節の委託料は6,596万1,000円で、園内施設清掃等業務委託などを計上しております。32ページの14節、工事請負費は9,245万4,000円で、庁舎前道路に布設しております送配水管の老朽化に伴う公園施設整備工事や準危険木等伐採工事などを計上しております。

次に、2項、1目の建設費は9,714万8,000円で、前年度比1億6,671万3,000円の減となっております。そのうち、12節の委託料は6,814万1,000円で、公園管理候補者選定アドバイザー等業務委託や樹木葬墓所の整備工事実施設計等業務委託などを計上しております。33ページの14節、工事請負費は2,900万7,000円で、供花販売や休憩所等の機能に加え、指定管理者の事務所を兼ねる便益施設の造成工事を計上しております。

引き続きまして、歳入の主なものについて御説明いたしますので、25ページにお戻りください。

1款、1項、1目の霊園使用料は2億6,288万4,000円で、前年度比1,332万2,000円の減となっております。

主な要因としましては、虹の丘使用料が堅調に伸びている一方で、永代使用料については減少傾向が続いており、また分納維持費が少ない周期となっているためでございます。

次に、2款、1項、1目の国庫補助金は1,700万円で皆増となっております。これは、送配水管の老朽化に伴う公園施設整備工事に係る社会資本整備総合交付金を計上しております。

次に、26 ページをご覧ください。

3 款、1 項、1 目の利子及び配当金は、霊園整備基金運用利子として 1,911 万 8,000 円を計上しております。

次に、5 款、1 項、1 目の霊園整備基金繰入金は、霊園整備基金から維持管理等に充当するもので 2 億 151 万 3,000 円を計上しております。これは、積み立てた長期維持費の 1 年分に相当する額等のほか、便益施設造成工事などの霊園拡充事業の財源として繰り入れるものです。

次に、27 ページをご覧ください。

6 款、1 項、1 目の繰越金は 4,446 万 3,000 円で、令和 6 年 12 月末現在の決算見込みに基づいた額にて計上しております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第 6 号、令和 7 年度飯盛霊園組合一般会計予算及び議案第 7 号、令和 7 年度 飯盛霊園組合霊園事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○五味聖二議長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○五味聖二議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○五味聖二議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第 6 号及び議案第 7 号を併せて採決いたします。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○五味聖二議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。

日程第 10、選任同意第 1 号、公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

○銭谷翔管理者 議長。

○五味聖二議長 管理者。

○銭谷翔管理者 選任同意第 1 号についての提案理由を申し上げます。

公平委員会委員の河野順子氏の任期が、来る 3 月 31 日をもって満了いたしますことから、その後任につきましては、種々慎重に検討いたしました結果、引き続き同氏を選任いたしたく御提案申し上げる次第でございます。

河野氏には、これまでの実績と経験を生かし御尽力いただけるものと期待いたしているところでございます。

何とぞよろしく議会の御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○五味聖二議長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○五味聖二議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○五味聖二議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより選任同意第 1 号を採決いたします。

本件はこれを同意することに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○五味聖二議長 御異議なしと認めます。よって、本件はこれを同意することに決しました。  
次に一般質問でございますが、通告がありませんのでこれを受けないことといたします。  
以上で本定例会に付議した事件はすべて議了いたしました。  
それでは、閉会に際し管理者から御挨拶を受けることといたします。

○銭谷翔管理者 議長。

○五味聖二議長 管理者。

○銭谷翔管理者 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日の組合議会定例会を招集申し上げ、令和7年度の当初予算をはじめ、重要諸議案について御審議をお願いいたしましたところ、いずれも御可決を賜り厚くお礼申し上げます。

議員各位におかれましては、今後とも御理解、御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。まして、甚だ簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○五味聖二議長 続きまして閉会に当たり、私からも御挨拶を申し上げます。

本定例会におきまして、終始、慎重なる審議の結果、ここに適切なる議会の意思決定をされたことに対し、深く敬意と感謝の意を表し上げる次第でございます。

最後に皆様におかれましては、一層の御自愛と御健勝を御祈念いたしまして、誠に簡単ではございますが閉会の御挨拶といたします。

それでは本定例会は、これをもって閉会いたします。

どうも御苦勞様でございました。時に午前10時46分